黒石市奨学金返還支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市は、若者の移住及び定住を促進するため、市内に居住し、奨学金の返還を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、黒石市補助金等の交付に関する規則（昭和６０年黒石市規則第７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　大学等　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する大学、短期大学、大学

院、高等専門学校、専修学校専門課程、高等学校及び専修学校高等課程をいう。

(2)　奨学金　独立行政法人日本学生支援機構又は公益財団法人青森県育英奨学会が貸与する奨学金その他これらに類するもので市長が認めるものをいう。

（交付対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

　(1)　大学等での修学のため奨学金の貸与を受けた者で、当該大学等を卒業し、又は中途退学したもの

　(2)　奨学金を返還している又は返還予定の者

(3)　第６条第１項の規定による認定の申請日から第７条第１項の規定による交付申請書兼実績報告書の提出日までの間、引き続き市の住民基本台帳に記録され、現に居住している者

(4)　第６条第１項の規定による認定の申請日の属する年度の４月１日において３５歳未満である者

(5)　市に定住する意思を有する者

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者から除く。

　(1)　市税（市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。以下同じ。）を

滞納している者

　(2)　国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）に規定する国家公務員、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）に規定する地方公務員又は地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）に規定する地方公務員である者

　(3)　奨学金の返還について他の補助金等の交付を受けている者

（認定及び補助の対象期間）

第４条　補助金の認定の対象となる期間は、第６条第２項の規定による認定を受けた日の属する年度から大学等を卒業し、又は中途退学した月の翌月の初日を起算日として６年を経過した年度まで（以下「認定対象期間」という。）とする。

２　補助金の交付の対象となる期間は、前項の規定による認定対象期間のうち、５年度以内とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助金の交付を受けようとする年度の前年度の奨学金の返還額に相当する額とする。ただし、１年度につき２０万円を上限とする。

２　前項本文に規定する額に１，０００円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

（交付対象者の認定の申請等）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする最初の年度の前年度の１０月３１日までに、黒石市奨学金返還支援補助金認定申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

　(1)　奨学金を貸与した機関が発行する貸与額及び返還計画を証する書類

　(2)　大学等の卒業又は中途退学を証する書類

(3)　誓約書兼同意書（様式第２号）

(4)　その他市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、当該申請の内容を審査し、交付対象者としての認定の可否を決定したときは、黒石市奨学金返還支援補助金認定（不認定）通知書（様式第３号）により通知するものとする。

（交付申請及び実績報告）

第７条　交付対象者として認定を受けた者（以下「交付認定者」という。）は、補助金の交付を受けようとする年度の６月３０日までに黒石市奨学金返還支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第４号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1)　前年度の奨学金の返還額を証する書類

(2)　振込先の口座情報が確認できる書類

(3)　その他市長が必要と認める書類

２　補助金の交付申請及び実績報告は、年度ごとに行うものとする。

（交付決定及び額の確定）

第８条　市長は、前条の規定による申請及び報告があったときは、当該申請及び報告の内容を審査の上、交付の決定及び額の確定又は不交付の決定を行い、交付認定者に対し、黒石市奨学金返還支援補助金交付（不交付）決定及び確定通知書（様式第５号）により通知し、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第９条　市長は、交付認定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

　(1)　虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けたと認められるとき。

　(2)　その他市長が返還させることが適当と認めたとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、黒石市奨学金返還支援補助金交付決定取消通知書兼返還請求書（様式第６号）により交付認定者に通知し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。様式第１号（第６条関係）

　　年　　月　　日

黒石市長　様

黒石市奨学金返還支援補助金認定申請書

黒石市奨学金返還支援補助金の交付を受けたいので、黒石市奨学金返還支援補助金交付要綱第６条第１項の規定により、下記のとおり認定申請します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者（本人） | ふりがな |  |
| 氏名 |  |
| 生年月日 | 年 　　　 月 　　　日（　 　　歳） |
| 現住所 | （〒　　　－　　　　） |
| 前住所 | （〒　　　－　　　　） |
| 電話番号 | 自宅 |  | 携帯 |  |
| メールアドレス | 　　　　　　　　　　　　＠ |
| 修学先等 | 大学等名 |  | 学部等 |  |
| 所在地 |  |
| 卒業・中途退学時期 | 年　　　　月 |
| 就職先 | 名称 |  |
| 所在地 |  |
| 就職年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 認定申請期間 | 年度から　　　　　　年度まで |

添付書類

（１）奨学金を貸与した機関が発行する貸与額及び返還計画を証する書類

　（２）大学等の卒業又は中途退学を証する書類

（３）誓約書兼同意書（様式第２号）

様式第２号（第６条関係）

誓約書兼同意書

私は、黒石市奨学金返還支援補助金の認定申請をするに当たり、下記の事項について誓約します。

また、申請内容の審査のために必要があるときは、私の住民基本台帳の情報及び市税の納付状況について、市長が調査することに同意します。

記

１　虚偽の申請その他不正な行為はしません。

２　黒石市に定住する意思を有します。

３　黒石市から検査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。

４　私は、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。

（１）市税を滞納している者

（２）国家公務員法に規定する国家公務員、地方公務員法に規定する地方公務員又は地方独立行政法人法に規定する地方公務員である者

（３）奨学金の返還について他の補助金等の交付を受けている者

　年　　月　　日

黒石市長　様

住　　所

氏　　名

様式第３号（第６条関係）

第　　　　　号

　年　　月　　日

　　　　　　　様

黒石市長

黒石市奨学金返還支援補助金認定（不認定）通知書

年　月　日付けで認定申請のあった標記補助金について、下記のとおり対象として認定（不認定）しましたので、黒石市奨学金返還支援補助金交付要綱第６条第２項の規定により通知します。

記

１　認定の可否　　　　　　認定する　　・　　認定しない

２　認定番号

３　認定期間　　　　　　　　　　年度から　　　　　　年度まで

４　不認定の理由

様式第４号（第７条関係）

年　　月　　日

黒石市長　　　　　様

申請者　住　　所

氏　　名

　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

黒石市奨学金返還支援補助金交付申請書兼実績報告書

　黒石市奨学金返還支援補助金の交付を受けたいので、黒石市奨学金返還支援補助金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり申請し、及びその実績を報告します。

　なお、同要綱第３条に規定する交付対象者の要件を満たしていることを確認するため、私の住民基本台帳の情報及び市税の納付状況について、市長が調査することに同意します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 認定番号 |  |
| 交付申請額 | 　　　　 　　　　　　円  |
| 交付対象奨学金返還年度　 | 年度返還分 |
| 奨学金 | 種類 | □　日本学生支援機構□　青森県育英奨学会□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 借入総額 | 　　　　　　　　 円 | 返還方法 | 月賦・半年賦・年賦 |
| 振込先 | 金融機関名 | 　　　　(銀行・信用組合・金庫・農協)　　　　(本店・支店・支所) |
| フリガナ | 　 | 普通当座 | 口座番号 |  |
| 口座名義 |  |

※申請者本人名義の口座に限ります。

添付書類

　（１）前年度の奨学金の返還額を証する書類

（２）振込先の口座情報が確認できる書類

様式第５号（第８条関係）

第　　　　　号

　年　　月　　日

　　　　　　　様

黒石市長

黒石市奨学金返還支援補助金交付（不交付）決定及び確定通知書

年　月　日付けで申請のあった標記補助金について、下記のとおり交付（不交付）することに決定し、及び確定したので黒石市奨学金返還支援補助金交付要綱第８条の規定により通知します。

記

１　認定番号

２　交付の可否　　　　　　　　交付する　　・　　交付しない

３　交付決定年度　　　　　　　　　　　　　　　　　　年度返還分

４　交付決定額及び確定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

５　交付年月日　　　　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日

６　不交付の理由

様式第６号（第９条関係）

第　　　　　号

　年　　月　　日

　　　　　　　様

黒石市長

黒石市奨学金返還支援補助金交付決定取消通知書兼返還請求書

年　月　日付け　第　号で通知した標記補助金について、下記の理由により交付決定を取り消します。

　また、同補助金の返還の必要がある場合は、併せて返還を請求しますので納付期限までに納付してください。

記

１　認定番号

２　取り消した補助金の額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　取消しの理由

４　交付済みの補助金の額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

５　返還請求額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

６　納付期限　　　　　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日